

自己点検シート（人員、設備、運営編）

（ 介 護 療 養 型 医 療 施 設 ）
（ 病 院 療 養 型 ）

事業所番号： 3 3 _____

事業所名： _____

点検年月日： _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）

点検担当者： _____

<根拠・確認事項欄：省略標記一覧>

【条例】

施設条例 岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岡山市条例第89号）

【条例施行規則】

施設条例規則 岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年岡山市規則第102号）

【省令】

施設省令 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準(平成11年厚生省令第41号)

【条例解釈通知】

施設条例解釈通知 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づき条例で規定された指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準について（平成25年3月27日付け岡事指第1228号）

【省令解釈通知】

施設省令解釈通知 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第45号)

【報酬関連】

施設報酬告示 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)

入所留意事項通知 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号)

93号告示 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)

96号告示 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)

419号告示 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)

123号告示 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)

124号告示 厚生労働大臣が定める療法等(平成12年厚生省告示第124号)

125号告示 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）

【文献：（発行：社会保険研究所）】

「青」 介護報酬の解釈1 単位数表編《平成27年4月版》
 「赤」 介護報酬の解釈2 指定基準編《平成27年4月版》
 「緑」 介護報酬の解釈3 Q A・法令編《平成27年4月版》

確 認 事 項	適 否	確認書類・根拠
第3 人員に関する基準		
1 計算 (1) 入院患者の数は前年度の平均値としているか。 (2) 常勤換算方法は、当該従事者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間で除することにより常勤の従事者の員数に換算しているか。	適 否 適 否	施設条例：第5条第4項、5項 （施設省令第2条第4項、第5項） 施設省令解釈通知 第三の4(1)～(5) 赤P835
2 医師 (1) 医師の日々の勤務実績が記録されているか。 (2) 医師の資格と免許証の写しは一致しているか。 (3) 医療法施行規則第19条第1項第1号の規定で定められた標準人員以上の医師数が確保されているか。	適 否 適 否 適 否	出勤簿(タイムカード) 勤務計画表 資格者証 施設条例：第5条第1項第1号 （施設省令第2条第1項第1号） 施設省令解釈通知 第三の1(1) 赤P833～
3 薬剤師 (1) 医療法第18条の規定による専属の薬剤師が配置されているか。 (2) 薬剤師の日々の勤務実績が記録されているか。 (3) 薬剤師の資格と免許証の写しは一致しているか。 (4) 医療法施行規則第19条第2項第1号の規定で定められた標準人員以上の薬剤師数が確保されているか。	適 否 適 否 適 否 適 否	出勤簿(タイムカード) 勤務計画表 資格者証 施設条例：第5条第1項第1号 （施設省令第2条第1項第1号） 施設省令解釈通知 第三の1(1) 赤P833～
4 栄養士 (1) 栄養士の日々の勤務実績が記録されているか。 (2) 栄養士の資格と免許証の写しは一致しているか。 (3) 医療法施行規則第19条第2項第4号の規定で定められた標準人員以上の栄養士数が確保されているか。(病床数100以上の病院にあっては、1以上)	適 否 適 否 適 否	出勤簿(タイムカード) 勤務計画表 資格者証 施設条例：第5条第1項第1号 （施設省令第2条第1項第1号） 施設省令解釈通知 第三の1(1) 赤P833～
5 看護職員 (1) 職員勤務実績表は実態と合致しているか。 (2) 看護職員の資格と免許証の写しは一致しているか。 (3) 常勤換算方法で、病棟における入院患者数に対し、6：1以上となる看護職員数が配置されているか。(端数切上げ) (4) 介護職員の数に看護職員を含めている場合、看護職員としてもカウントしていないか。	適 否 適 否 適 否 適 否	出勤簿(タイムカード) 社会保険台帳 賃金台帳 看護日誌 勤務計画表 資格者証 施設条例：第5条第1項第2号 （施設省令第2条第1項第2号） 施設省令解釈通知 第三の1(2) 赤P833～
6 介護職員 (1) 職員勤務実績表は実態と合致しているか。 (2) 勤務計画・実績表に、事務職員など病棟において介護業務を行っていない従事者がカウントされていないか。 (3) 常勤換算方法で、病棟における入院患者数に対し、6：1以上となる介護職員数が配置されているか。(端数切上げ)	適 否 適 否 適 否	出勤簿(タイムカード) 社会保険台帳 賃金台帳 看護日誌 勤務計画表 資格者証 施設条例：第5条第1項第3号 （施設省令第2条第1項第3号） 施設省令解釈通知 第三の1(2) 赤P833～

確 認 事 項	適 否	確認書類・根拠
<p>7 理学療法士又は作業療法士</p> <p>(1) 理学療法士又は作業療法士の日々の勤務実績が記録されているか。</p> <p>(2) 理学療法士又は作業療法士の資格と免許証の写しは一致しているか。</p> <p>(3) 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数が確保されているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>出勤簿(タイムカード)</p> <p>勤務計画表</p> <p>資格者証</p> <p>施設条例:第5条第1項第4号 (施設省令第2条第1項第4号)</p>
<p>8 介護支援専門員</p> <p>(1) 介護支援専門員の日々の勤務実績が記録されているか。</p> <p>(2) 介護支援専門員の資格と免許証の写しは一致しているか。</p> <p>(3) 1以上配置されているか。(療養病棟入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1以上)</p> <p>(4) 専らその職務に従事する常勤の者を配置しているか。(常勤専従)</p> <p>(5) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務を行っていないか。(増員に係る非常勤の介護支援専門員は差し支えない。)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>出勤簿(タイムカード)</p> <p>勤務計画表</p> <p>資格者証</p> <p>施設条例:第5条第1項第5号 (施設省令第2条第1項第5号)</p> <p>施設省令解釈通知 第三の1(4) 赤P833～ 施設条例:第5条第8項</p> <p>(施設省令第2条第8項) 赤P834～</p>
第4 設備に関する基準		
<p>1 病室</p> <p>(1) 患者のプライバシーが確保されるよう配慮されているか。(カーテン等が設置されているか。)</p> <p>(2) 1の病室の病床数は、4床以下であるか。</p> <p>(3) 病室の床面積は入院患者1人につき6.4㎡以上であるか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>平面図、変更届(指定申請時の控又は事業開始時の体制届の控)</p> <p>【介護療養型医療施設(病院療養型)の場合】</p> <p>施設条例:第6条 (施設省令第3条)</p>
<p>2 廊下等</p> <p>・片側に居室がある廊下の幅は1.8m以上、両側に居室がある場合は2.7m以上あるか。</p>	<p>適 否</p>	<p>施設省令解釈通知 第三の2 赤P838</p>
<p>3 機能訓練室</p> <p>・十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えているか。ただし、施設基準の届出がある場合は以下のとおり。</p> <p style="margin-left: 20px;"> { 理学療法Ⅰ＝100㎡以上 作業療法＝75㎡以上 精神科作業療法＝作業療法士1人に対して75㎡以上 </p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>特定診療費の算定に関する留意事項について(平成12年老企第58号) 第三6(2)、7(2)、7(3)、8(2)、8(3)、9(1)③、10(1)③、11(3)、11(4) 青P925～929</p>
<p>4 その他の施設基準の専用施設(室)</p> <p>・以下の施設基準の届出がある場合、専用の施設及び必要な器械・器具を備えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤管理指導＝医薬品情報管理室 ・言語聴覚療法＝8㎡以上(個別療法室)＋器械及び器具 ・集団コミュニケーション療法＝8㎡以上(集団コミュニケーション療法室)＋器械及び器具 	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	

確 認 事 項	適 否	確認書類・根拠
5 談話室 ・談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。	適 否	
6 食堂 ・食堂は、入院患者1人につき1㎡以上の面積が確保されているか。	適 否	
7 浴室 ・浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものになっているか。	適 否	
8 消火設備 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	適 否	消火設備
9 特別な病室 (1) 定員は、1人又は2人であるか。 (2) 特別な病室の病床数は、運営規程に定められた入院定員の50/100(地方公共団体が設置する病院にあつては30/100)を超えていないか。 (3) 特別な病室の施設、設備等が利用料を徴収するのにふさわしいものとなっており、少なくとも次の備品は備えているか。 〔個人用の私物の収納設備 個人用の照明 小机等及び椅子〕	適 否 適 否 適 否	123号告示 赤P1190～ 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について (平成18年保医発第0313003号) 第三1(2)④

確 認 事 項	適 否	確認書類・根拠
第5 運営に関する基準		
1 内容及び手続の説明及び同意 (1) 重要事項を記した文書を交付して、説明を行っているか。 (2) 重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。 【重要事項最低必要項目】 ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制など (3) 患者の同意は、適正に徴されているか。 当該同意は書面により確認されているか。	適 否 適 否 適 否	重要事項説明書、入院申込書、同意に関する書類 施設条例：第9条 (施設省令第6条) 施設省令解釈通知 第四の1 赤P841
2 提供拒否の禁止 (1) 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (提供を拒否したことがある場合は、どのような事例か。) 【正当な理由の例】 ① ベッドが空いていない場合 ② 入院治療の必要がない場合 ③ 適切なサービスを提供することが困難な場合	適 否	入院申込受付簿 施設条例：第10条 (施設省令第6条の2) 施設省令解釈通知 第四の2 赤P842
3 サービス提供困難時の対応 (1) 患者の症状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難な場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を講じているか。	適 否	診療情報提供書 施設条例：第11条 (施設省令第6条の3) 赤P843
4 受給資格等の確認 (1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 ① 被保険者資格 ② 要介護認定の有無 ③ 要介護認定の有効期間 (2) 確認した後は、入院患者へ被保険者証を返却しているか。 (3) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。	適 否 適 否 適 否	施設条例：第12条 (施設省令第7条) 施設省令解釈通知 第四の3 赤P843
5 要介護認定の申請に係る援助 (1) 要介護認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、入院申込者の意向を踏まえて申請を促すこと。	適 否	施設条例：第13条 (施設省令第8条) 施設省令解釈通知 第四の4 赤P843
6 入退院 (1) 入院対象に適した者であるか。 (2) 入院に際しては、患者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握するよう努めているか。	適 否 適 否	診療録、退院時指導等加算で用いられる別紙様式2(青P765) 施設条例：第14条 (施設省令第9条)

確 認 事 項	適 否	確認書類・根拠
【その他の費用の支払いを受けている場合】		
(13) 理美容代の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適切に徴収されているか	適 否	施設条例第16条第3項第5号 赤P845～846 施設条例第29条第4号 赤P855
(14) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、支払いを受けることができないもの(保険給付の対象となっているサービス)はないか。(例：おむつ代)	適 否	【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて・記2①】 赤P1194～ 【同上・別紙(7)④】 赤P1196～
(15) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。	適 否	【同上・記2②】 赤P1195
(16) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。(積算根拠は明確にされているか。)	適 否	【同上・記2④】 赤P1195
(17) 「預り金の出納管理に係る費用」の支払いを受ける場合は、厚労省通知の要件を満たしているか。	適 否	【同上・別紙(7)③】 赤P1196
<p>①責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されているか。</p> <p>②適切な管理がされていることの確認が、複数の者により常に行える体制で出納事務が行われているか。</p> <p>③入院患者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えているか。</p> <p>④入院患者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとしているか(預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められない)。</p>		
(18) (4)から(17)までの支払いを受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ入院患者又はその家族に対して説明を行い、文書による事前説明が十分になされた上、同意を得ているか。	適 否	施設条例：第9条 (施設省令第6条) 施設省令解釈通知 第四の1 赤P841～
(19) 上記の同意は、文書に入院患者の署名を受けることにより行っているか。	適 否	
(20) 「その他日常生活費」とは区分される費用についても同様の取扱いとしているか。	適 否	【介護保険施設等における日常生活費等の受領について】(平成12年老振第75号・老健第122号)記3 赤P1198
(21) 利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。	適 否	
(22) 「預り金」による精算を実施している場合についても、同様の領収証及び出納の内訳を示す文書を交付しているか。	適 否	
(23) 課税の対象外に消費税を賦課していないか。	適 否	
(24) 領収証については、保険給付に係る1割又は2割負担部分と保険給対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したものに区分したものを入院患者に対して発行しているか。	適 否	法第48条第7項 法施行規則第82条
【居住費・食費の低所得者対策について】		
(25) 利用者負担第1段階から第3段階に属する入院患者について、「負担限度額認定証」の提示を受け確認を行っているか。	適 否	
(26) 利用者負担第1段階から第3段階に属する入院患者について、それぞれの負担限度額を超えて、居住費・食費を徴収していないか。	適 否	告示411号～414号 緑P826～ 施設条例：第16条 (施設省令第12条) 施設省令解釈通知 第四の8 赤P845～
9 保険給付の請求のための証明書の交付		施設条例：第17条
【法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合】 ・サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交	適 否	(施設省令第13条) 施設省令解釈通知 第四の9 赤P846

確 認 事 項	適 否	確認書類・根拠
<p>付しているか。 (様式は平成12年3月8日開催の全国介護保険担当者会議資料を参考とすること。) 平成21年4月版介護報酬の解釈単位数表編P1253～1255 若しくは http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/0/911bd543c227973a4925689d001b98fd?OpenDocument</p>		
<p>10 指定介護療養施設サービスの取扱方針</p>		<p>施設サービス計画書、身体拘束に関する記録、診療録、説明書、経過観察記録</p>
<p>(1) 入院患者の療養を妥当適切に行っているか。</p>	適 否	
<p>(2) 施設サービス計画に基づいて実施され、漫然かつ画一的なものとならないように配慮されているか。</p>	適 否	<p>施設条例：第18条 (施設省令第14条)</p>
<p>(3) 療養上必要な事項について、患者又は家族に対し、理解しやすいように指導又は説明を工夫して行っているか。</p>	適 否	<p>施設省令解釈通知 第四の10 赤P846</p>
<p>(4) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、主治医は、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。(主治医が診療録に記載しているか。)</p>	適 否	
<p>(5) 当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為を行っていないか。</p>	適 否	
<p>☆身体的拘束の対象となる具体的行為</p>		
<p>①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p>		
<p>②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p>		
<p>③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。</p>		
<p>④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p>		
<p>⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p>		
<p>⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。</p>		
<p>⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。</p>		
<p>⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。</p>		
<p>⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p>		
<p>⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p>		
<p>⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p>		
<p>(6) 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p>		<p>施設省令解釈通知 第四の9(3)</p>
<p>① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	適 否	
<p>② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>	適 否	
<p>③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の</p>	適 否	

確 認 事 項	適 否	確認書類・根拠
<p>(1) 入浴は、1週間に2回以上適切な方法により実施しているか。(入浴日が祝日及び行事等に当たった場合、代替日を設けているか。)また、入浴が困難な場合は清拭を実施するなど入院患者の清潔保持に努めているか。</p> <p>(2) 排泄の自立についてトイレ誘導や排泄介助等必要な援助を行っているか。</p> <p>(3) 入院患者に適したおむつを提供しているか。</p> <p>(4) おむつ交換は入院患者の排泄状況を踏まえて実施しているか。</p> <p>(5) 特に夜間においては十分配慮されているか。</p> <p>(6) おむつ交換時には、衝立、カーテン等を活用するなど利用者の心情に配慮しているか。</p> <p>(7) おむつ交換時は、体位変換、換気、消臭に配慮し、汚物は速やかに処理しているか。</p> <p>(8) おむつ使用者に対するおむつ外しのため、尿意、便意を考慮しポータブルトイレなどを活用しているか。</p> <p>(9) 褥瘡が発生しないような適切な介護と発生予防のための体制整備を行っているか。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡ハイリスク患者に対し、褥瘡予防のための計画作成、実践、評価を行っている ・専任の施設内褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)を決めている ・医師、看護職員、介護職員、栄養士等で構成する褥瘡対策チームを設置している <p>(10) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>施設条例：第22条 (施設省令第18条) 施設省令解釈通知 第四の14 赤P852</p>
<p>15 食事の提供</p> <p>(1) 個々の入院患者の栄養状態に応じて摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、入院患者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、計画的な食事の提供を行っているか。また、入院患者ができるだけ離床して食事を摂れるよう努めているか。</p> <p>(2) 夕食は午後5時以降に提供されているか。(午後6時以降とすることが望ましい。)</p> <p>(3) 業務の委託を行っている場合は、管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されているか。</p> <p>☆医療機関が自ら実施すべき業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①栄養管理(給食委員会の運営、献立表作成基準の作成、献立表の確認、食数の注文・管理、食事箋の管理、嗜好調査等の企画・実施、検食の実施・評価等) ②調理管理(作業仕様書の確認、管理点検記録の確認等) ③材料管理(食材の点検、食材の使用状況の確認) ④施設等管理(調理加工施設の設置・改修、使用食器の確認) ⑤業務管理(業務分担・従業者配置表の確認) ⑥衛生管理(衛生面の遵守事項の作成、衛生管理簿の点検・確認、緊急対応を要する場合の指示) ⑦労働衛生管理(健康診断実施状況等の確認) 	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>喫食調査結果 施設条例：第23条 (施設省令第19条) 施設省令解釈通知 第四の15 赤P853</p> <p>(委託契約をしている場合は)委託契約書</p>

確 認 事 項	適 否	確 認 書 類 ・ 根 拠
<p>(4) 保健所から指摘された事項について十分改善がされているか。</p> <p>・食事サービス従業者に対する管理 ・食品に対する管理 ・食品庫、冷蔵庫、消毒槽、汚水汚物及び防蠅、防鼠等の施設、設備、環境に対する管理</p> <p>(5) 入院患者に対して適切な食事栄養相談を行っているか。</p> <p>(6) 食事の内容については、医師又は栄養士を含む給食会議において検討が加えられているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>医療監視結果</p> <p>給食会議議事録</p>
<p>16 その他のサービスの提供</p> <p>(1) 入院患者の家族との連携、入院患者とその家族との交流等の確保(会報の送付、行事参加の呼びかけ等)に努めているか。</p> <p>(2) 認知症、障害等により判断能力が不十分な患者に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を患者又は家族に紹介する等、関係機関と連携し、患者が成年後見制度を活用することができるように支援に努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>事業計画(報告)書 施設条例：第24条 (施設省令第20条) 赤P853</p> <p>施設条例解釈通知別紙：第2の7</p>
<p>17 患者に関する市町村への通知</p> <p>・患者が次のいずれかに該当する場合に、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>①サービスの利用の必要がなくなっても退院しない。 ②正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わず、要介護状態の程度を増進させた。 ③偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした。</p>	<p>適 否</p>	<p>市町村への通知文 施設条例：第25条 (施設省令第21条) 施設省令解釈通知 第四の16 赤P854</p>
<p>18 管理者による管理、管理者の責務</p> <p>・管理者は従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>施設条例：第26条、27条 (施設省令第22条、23条) 施設省令解釈通知 第四の17, 18 赤P854</p>
<p>19 計画担当介護支援専門員の責務</p> <p>(1) 患者の入院に際し、居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況を把握しているか。</p> <p>(2) 患者の退院に際し、居宅介護支援事業者に対して情報提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携しているか。</p> <p>(3) 苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(4) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>施設条例：第28条 (施設省令第23条の2) 施設省令解釈通知 第四の19 赤P854</p>
<p>20 運営規程</p> <p>(1) 運営規程は、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③入院患者の定員 ④入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p>	<p>適 否</p>	<p>施設条例：第29条 (施設省令第24条) 施設省令解釈通知 第四の20 赤P855</p>

確 認 事 項	適 否	確 認 書 類 ・ 根 拠
⑤施設の利用に当たっての留意事項 ⑥事故発生の防止及び発生時の対応 ⑦非常災害対策 ⑧身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩成年後見制度の活用支援 ⑪苦情解決体制の整備 ⑫その他施設の運営に関する重要事項		
21 病棟について (1) 病院である医療機関の各病棟における看護体制の1単位をもって病棟として取り扱っているか。(1病棟当たりの病床数は原則として60床以下を標準とする。) (2) 複数階(原則として2つの階)を1病棟としている場合、サブナースステーションを設置し、看護職員の配置を工夫し、適切に運用されているか。	適 否 適 否	看護日誌 勤務計画表 入所留意事項通知 第二の7(4) 青P794
22 勤務体制の確保等 (1) 勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。(勤務計画が病棟ごとに作成されているか。) 【三交代制の場合】 (申し送り時間) : ~ : (: ~ :) : ~ : (: ~ :) : ~ : (: ~ :) 【二交代制の場合】 (申し送り時間) : ~ : (: ~ :) : ~ : (: ~ :) (2) 当該施設の従業者によってサービスの提供が行われているか。(入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については委託が可能。調理、洗濯、清掃等業務委託を行っている場合、その内容は適切か。) (3) 従業者の資質向上のため、各種研修会に参加させているか。 (4) (3)の研修には高齢者の人権擁護や虐待防止等、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を踏まえた内容を含めること。	適 否 適 否 適 否 適 否	勤務計画表、研修計画 施設条例：第30条 (施設省令第25条) 施設省令解釈通知 第四の21 赤P855 施設条例解釈通知別紙：第2の4の(3)
23 定員の遵守 (1) 入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させていないか。 (2) 定員を超えている場合、災害その他のやむを得ない事情があるか。	適 否 適 否	施設条例：第31条 (施設省令第26条) 赤P856
24 非常災害対策 (1) ・消防計画を届け出ているか。 ・消防法等に基づいて定期的に消火訓練、避難訓練を行っているか。 ・火災等の災害時の通報体制を職員に周知徹底しているか。 ・日頃から消防団や地域住民との連携体制を構築しているか。 (2) 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者が行っているか。	適 否 適 否 適 否 適 否 適 否	非常災害対策計画、非常災害時の連絡体系図等、訓練記録 消防計画(消防計画に準ずる計画) 訓練記録 防火管理者選任届 施設条例：第32条 (施設省令第27条) 施設省令解釈通知 第四の22 赤P856 施設条例解釈通知別紙：第2の5

確 認 事 項	適 否	確認書類・根拠
<p>延べ面積300㎡以上＝防火管理者(甲種防火管理講習修了者) 延べ面積300㎡未満＝防火管理者(甲種又は乙種防火管理講習修了者)</p> <p>(3) 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。 ※収容人員(従業者と入院患者数を合算)が30人未満の場合は防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせなければならない。</p> <p>(4) 施設の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該施設における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示しているか。</p> <p>(5) 非常災害時の実効性のある具体的な計画を立てているか。 ・施設が立地する地域の自然条件等を踏まえているか。 ・想定される非常災害の種類ごとに計画を立てているか。 ・災害の規模や被害の程度に応じた計画を立てているか。</p> <p>(6) (3)の計画に従い、実際の非常災害に対応できる実効性の高い避難又は救出に係る必要な訓練をしているか。</p> <p>(7) 近隣の自治体、地域住民、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めているか。</p> <p>(8) 非常災害時には、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等支援に努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>25 衛生管理等</p> <p>(1) 入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生管理をしているか。</p> <p>(2) 医薬品、医療機器は清潔な状態に保たれ、かつ、保守管理が十分に行われているか。</p> <p>(3) 感染症、食中毒が発生・まん延しないよう必要な措置を講じているか。 ・医療監視により保健所から指導された事項に対する改善状況は適切か。 ・保健所主催の研修会へ出席しているか。 ・感染対策委員会を3ヶ月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底しているか。 ・感染症、食中毒の予防・まん延防止のための指針を整備しているか。 ・介護職員その他の従業者に対し、感染症、食中毒の予防・まん延防止のための研修会を定期的実施しているか。</p> <p>(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>受水槽の清掃記録、衛生マニュアル、医薬品等の管理簿、管理マニュアル、検診記録、検査記録</p> <p>施設条例：第33条 (施設省令第28条)</p> <p>施設省令解釈通知 第四の23 赤P856</p> <p>医療監視結果</p>
<p>26 協力歯科医療機関</p> <p>・あらかじめ協力歯科医療機関を定めているか。また、定めるよう努めているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>施設条例：第34条 (施設省令第28条の2) 赤P859</p>
<p>27 掲示</p> <p>(1) 重要事項の掲示方法は適切か。(場所、文字の大きさ等)</p> <p>(2) 掲示事項はすべて掲示されているか。 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>施設条例：第35条 (施設省令第29条) 赤P859</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
③苦情に対する措置の概要 ④入院患者が選定する特別な食事の提供を行う場合は以下のもの ・入院患者が選定する特別な食事が提供できること ・入院患者が選定する特別な食事の内容及び料金 (3) 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。	適否	123号告示 赤P1190～
28 秘密保持等 (1) 入院患者の個人記録の保管方法は適切か。 (2) 秘密保持のため、必要な措置を講じているか。(例えば、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。) (3) 居宅介護支援事業者等に対して、入院患者の個人情報を用いる場合は入院患者の同意を、入院患者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 (4) 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適否 適否 適否 適否	就業時の取り決め等の記録 入院患者の同意書 施設条例：第36条 (施設省令第30条) 施設省令解釈通知 第四の24 赤P859
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 (1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適否 適否	施設条例：第37条 (施設省令第31条) 施設省令解釈通知 第四の25 赤P859
30 苦情処理 (1) 入院患者又はその家族からの苦情を処理する窓口はあるか。 (2) 苦情処理の体制、手続きが定められているか。 (3) 苦情に対して速やかに対応しているか。また、入院患者又はその家族に対する説明は適切か。 (4) 苦情の内容等を記録しているか。 (5) 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (6) 市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 (7) 市町村からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を市町村に報告しているか。 (8) 国保連が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 (9) 国保連からの求めがあった場合には、(8)の改善の内容を国保連に報告しているか。	適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否	苦情記録、苦情処理マニュアル 施設条例：第38条(施設省令第32条) 施設省令解釈通知 第四の26 赤P860
31 地域との連携等 (1) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めているか。 (2) 介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めているか。	適否 適否	施設条例：第39条(施設省令第33条) 施設省令解釈通知 第四の27 赤P860
32 事故発生の防止及び発生時の対応		連絡体制図、対応マニュアル、損害保険証書、

確 認 事 項	適 否	確 認 書 類 ・ 根 拠
<p>(1) 介護事故の発生・再発を防止するため、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応や事故発生防止のための指針が整備されているか。 ・事故発生時や発生に至る危険性がある事態が生じた場合の報告分析と、改善策を従業者に周知徹底する体制が図られているか。 ・事故防止検討委員会の開催と、従業者に対する研修が行われているか。 <p>(2) 事故発生時の連絡体制が整えられているか。(市町村、家族に対して)</p> <p>(3) 事故が発生した場合、事故の状況及び処置について記録しているか。</p> <p>(4) 損害賠償保険に加入しているか。(又は賠償資力を有するか。)</p> <p>(5) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>事故記録 施設条例：第40条 (施設省令第34条) 施設省令解釈通知 第四の28 赤P861</p>
<p>33 会計の区分</p> <p>(1) 厚生労働省通知に基づき、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 介護保険事業について、サービスごとに経理を区分しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>会計関係書類 施設条例：第41条 (施設省令第35条) 施設省令解釈通知 第四の29 赤P863 【介護保険の給付対象事業における会計の区分について】 赤P1305</p>
<p>34 診療録への記載</p> <p>(1) 診療録への記載に漏れや誤りはないか。 指定介護療養型医療施設の入院患者に係る診療録について、医療保険の診療録の様式を用いる場合にあっては、</p> <p>①「保険者番号」の欄には介護保険者の番号を、「被保険者証・被保険者手帳」の「記号・番号」の欄には介護保険の被保険者証の番号を、「有効期限」の欄には要介護認定の有効期限を、「被保険者氏名」の欄には要介護状態区分をそれぞれ記載する。</p> <p>②「資格取得」、「事業所」及び「保険者」の欄は空白とする。</p> <p>③「備考欄」には医療保険に係る保険者番号等の情報を記載すること。緊急時等で医療保険に請求する医療行為等を行った場合には、当該医療行為等に係る記載部分に下線を引くか枠で囲む等により明確に分けられるようにする。</p> <p>(2) 介護型、医療型の混在病棟にあっては、指定介護療養型医療施設の入院患者の診療録と医療保険適用病床の患者の診療録が見分けられるようになっているか。(色分け等によるファイリング)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>診療録 入所留意事項通知 第二の7(2) 青P794</p>
<p>35 記録の整備</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 入院患者に対するサービス提供に関する次の記録を整備し、その完了の日から5年間保存しているか。</p> <p>①施設サービス計画</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>施設条例：第42条 (施設省令第36条) 施設省令解釈通知 第四の30 赤P863 施設条例解釈通知別紙：第2の6</p>

確 認 事 項	適 否	確認書類・根拠
②施設条例第15条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③施設条例第18条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④施設条例第25条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑤施設条例第30条第1項に規定する勤務の体制等の記録 ⑥施設条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑦施設条例第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 ⑧旧法第40条に規定する介護給付及び施設条例第16条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録	適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否	
36 業務管理体制 (1) 業務管理体制整備に関する届出を行っているか。 ・いつ行ったか。(年 月 日) (2) 届け出ている場合、法令遵守責任者名が従業者に周知されているか。	適 否 適 否	業務管理体制届出書 赤P1268
37 介護サービス情報の公表 (1) 当該年度の報告依頼通知があったとき、介護サービス情報公表システムの入力を行っているか。 ・いつ行ったか。(年 月 日) (2) 当該年度に修正があった場合入力を行っているか。 ・いつ行ったか。(年 月 日)	適 否 適 否	介護サービス情報公表システム 介護保険法第115条の35 赤P1295
第6 変更の届出		
・変更の届出が必要な事項については、適切に届け出されているか。	適 否	旧法第111条
第7 介護給付費の算定及び取扱い		
基本的事項 (1) 介護給付費の算定に当たっては、介護療養施設サービス費に係る所定の単位数表により適正に算定しているか。(介護給付費明細書における算定誤り、端数処理の誤りなど) (2) 「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。(岡山市＝6級地、1単位＝10,14円) (3) 1円未満の端数を切り捨てているか。 (4) 介護給付費の算定に係る体制等の届出において、届け出していない事項について加算等を算定していないか。 (5) 入院患者数が、運営規程に定められた入院定員を超えた場合、自主的に減算措置を講じているか。 ○端数処理について 施設サービス単位数表についての通則事項 1 通則	適 否 適 否 適 否 適 否 適 否	施設報酬告示 一、二、三 青P664～ 施設報酬告示 別表 青P802～ 入所留意事項通知 第二 青P665～・P794～

確 認 事 項	適否	確認書類・根拠
<p>(1) 算定上における端数処理について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理 <u>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</u> (例) 訪問介護(身体介護中心20分以上30分未満で254単位) ・ 2級訪問介護員のサービス提供責任者を配置している場合、所定単位数の90%を算定 $254 \times 0.9 = 228.6 \rightarrow 229$単位 ・ この事業所が特定事業所加算(Ⅲ)を算定している場合、所定単位数の10%を加算 $229 \times 1.1 = 251.9 \rightarrow 252$単位 * $254 \times 0.9 \times 1.1 = 251.46$として四捨五入するのではない。</p> <p>② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる一円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。 (例) 前記①の事例で、このサービスを月に5回提供した場合(地域区分は1級地) $252 \text{単位} \times 5 \text{回} = 1,260 \text{単位}$ $1,260 \text{単位} \times 11.26 \text{円} / \text{単位} = 14,187.6 \text{円} \rightarrow 14,187 \text{円}$ なお、サービスコードについては、介護職員処遇改善加算を除く加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。</p> <p>(2) 入所等の日数の数え方について</p> <p>① 短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。</p> <p>② ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設(以下②及び③において「介護保険施設等」という。)の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの間で、入院患者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日については短期入所生活介護費は算定しない。</p> <p>③ なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって医療保険の診療報酬が適用されるもの(以下「医療保険適用病床」という。)又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの(以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。)に入院する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入</p>		

確 認 事 項	適否	確認書類・根拠
<p>所等する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。</p> <p>④厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。</p>		